

寄付金取扱規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人 DV 対策センター（以下「当法人」という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄付金 個人または団体から使途の特定がなされないで受領する寄付金
 - ② 特定寄付金 当法人が使途を特定して、個人または団体から受領する寄付金
- 2 本規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄付金の募集及び使途)

第3条 当法人は常時一般寄付金を募ることができる。

- 2 一般寄付金は、定款第4条に定める特定非営利活動目的事業に使用するほか、当法人の事業運営に必要な範囲で管理費に使用することができる。

(特定寄付金の募集及び使途)

第4条 当法人は常時特定寄付金を募ることができる。

- 2 特定寄付金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他の必要事項を説明した書面を理事会に提出し、その承認を求めなければならない。
- 3 特定寄付金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の特定非営利活動目的事業のうち特定の事業に使用することとして、資金使途を具体的に定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(情報公開)

第5条 当法人は、寄付金の使途結果を、事業報告及びホームページ等により適時適切に報告、公開する。

(個人情報保護)

第6条 寄付者の個人情報については、別途定める個人情報保護規程に基づき、適正に管理する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、令和6年2月19日から施行する。